

○狭山市こども医療費支給条例

昭和 48 年 6 月 26 日

条例第 22 号

〔注〕昭和 59 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成 5 年条例 1 号・20 年 5 号〕)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 15 歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (3) 一部負担金等 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)その他の法令の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から、保険給付、他の法令又はこれに準ずる規程の規定による給付及び保険者が給付する付加給付の額を控除した額をいう。

(一部改正〔昭和 59 年条例 10 号・26 号・平成 5 年 1 号・9 号・10 年 9 号・17 号・12 年 15 号・13 年 22 号・20 年 5 号・22 号〕)

(支給対象)

第 3 条 この条例による医療費(以下「こども医療費」という。)の支給の対象となる者は、狭山市に住所を有する国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども(以下「対象児」という。)の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する対象児の保護者は、対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者

(一部改正〔昭和 59 年条例 26 号・平成 5 年 1 号・9 号・10 年 9 号・13 年 22 号・20 年 5 号・21 年 21 号・24 年 4 号・28 年 26 号〕)

(支給額)

第 4 条 こども医療費の支給額は、対象児に係る一部負担金等の額とする。

(全部改正〔平成 16 年条例 31 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 5 号〕)

(支給の方法)

第 5 条 市長は、対象児の保護者の申請に基づきこども医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児が市長の指定する保険医療機関等において医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該医療に係る一部負担金等に相当する額を当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、同項の対象児の保護者に対し、当該医療に係るこども

医療費の支給があつたものとみなす。

(全部改正〔平成13年条例22号〕、一部改正〔平成20年条例5号〕)

(受給資格の登録等)

第6条 こども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるこども医療費受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、こども医療費の支給を受ける資格があると認め、登録したときは、当該申請をした保護者(以下「受給者」という。)に対し受給者証を交付する。

3 受給者は、その保護する対象児について医療を受けようとするときは、保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。

(一部改正〔昭和59年条例26号・平成5年1号・10年17号・13年22号・20年5号〕)

(届出義務)

第7条 受給者は、その資格を喪失したとき、受給資格の登録を辞退するとき又は受給資格の登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和59年条例26号・平成20年5号〕)

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 こども医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(追加〔昭和59年条例26号〕一部改正〔平成13年条例22号・20年5号〕)

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象児の疾病又は負傷に関し受給者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、こども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したこども医療費を返還させることができる。

(追加〔昭和59年条例26号〕、一部改正〔平成5年条例1号・13年22号・20年5号〕)

(支給金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によりこども医療費の支給を受けた者又は一部負担金等の変更その他の理由により過分のこども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔昭和59年条例26号・平成13年22号・20年5号〕)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔昭和59年条例26号〕)

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月26日条例第49号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月25日条例第26号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第1号)

1 この条例は、平成5年6月1日から施行する。

2 改正後の狭山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月30日条例第9号)

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月30日条例第9号)

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月29日条例第17号抄)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の狭山市乳幼児医療費支給条例第2条第4号及び第6条第3項の規定(中略)は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月31日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月26日条例第22号)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る医療費について適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月24日条例第6号)

- 1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る医療費について適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月24日条例第31号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る医療費について適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日条例第5号)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第2条第1号の規定の適用については、同号中「15歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成20年10月1日から平成21年3月31日まで	9歳
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	10歳
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	11歳

- 3 改正後の狭山市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日(診療等を受ける者が平成11年4月1日以前に出生した者である場合にあつては、平成23年4月1日)以後の診療等に係る医療費について適用し、この条例の施行の日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 4 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 21 日条例第 26 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。